

● ビジネスリスクマネジメント
Business

December 2009

12

Risk Management

特集

「情報」の リスクマネジメント

新連載

ビジネスに
活かす「物語力」

【好評連載】

デザインのリスクマネジメント
工業デザインの基礎知識

ミドルマネジャーのための法律講座
下請法のポイント(最終回)

ミドルマネジャーのための教養講座
シュンペーター

小山龍介のブックガイド
Broaden Your Horizon!



Q&A

感染症対策マニュアル作成のポイント



特別養護老人ホームでリスクマネジャーをしています。これから感染症対策マニュアルをつくらうとしています。どのような点に留意して作成すればよいでしょうか。



まず、感染症に関する法律や指導検査上の留意点について整理します。「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律」では「病院、診療所、老人福祉施設等の施設の開設者及び管理者は、当該施設において感染症が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない」「都道府県知事は、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるときは、当該職員に（中略）必要な調査をさせることができる」と定められています。厚労省の通達*においても、次の3つの場合には、市町村や保健所に報告すると同時に指示を仰ぐよう、社会福祉施設の施設長に求めています。

- ①同一の感染症もしくは食中毒の重篤患者又は死亡者が1週間に2名以上発生した場合
- ②同一の感染症もしくは食中毒の患者または感染が疑われる利用者が10名以上又は利用者の半数以上発生した場合
- ③通常の発生の動向を上回る感染症の発症が疑われた場合

次に、感染症のマニュアル作りにおける留意点です。右表は感染症の種類と感染経路をまとめたものです。感染症別の対応マニュアルを作成し、必ず職員研修を行い、インシデントを発見した場合にはヒヤリハット報告を実施

するようなマネジメントを行なう必要があります。

感染症には次の3つの要素があると一般的にいわれています。

- ①宿主があること…宿主とは、ウイルスや細菌が増殖できる対象のことを言い、抵抗力が弱い福祉施設の利用者は宿主になりやすいといえます。
- ②感染源があること…感染源としては、ウイルスや細菌に感染した人や物、食品などが考えられます。
- ③感染経路があること…感染経路とはウイルスや細菌が体内に入る方法のことで、飛沫感染、接触感染、空気感染などがあります。ウイルスや細菌によ

ってその経路は異なります。

これらの3要素に応じた内容にすることも、マニュアル作りでは重要です。

宿主については、抵抗力を向上させるほか、感染症によっては予防接種も効果があります。感染源と感染経路については、排除と遮断の具体的な対策を決めます。感染源を持ち込まない、拡げない、持ち出さない、この3つが大切です。

※（「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」平成18年3月31日厚生労働省告示第268号）

感染症名	感染経路
結核、麻しん(はしか)、水痘など	空気感染…飛沫の水分が蒸発して空中に浮遊し、それを吸い込むことで感染する。
インフルエンザ、レジオネラなど	飛沫感染…会話やくしゃみ・咳などをした時のしぶきを吸い込んで感染する。
MRSA、疥癬など	接触感染…皮膚や粘膜にいる病原体が手指や被服などを介して感染する。
O-157、ノロウイルス、A型肝炎、赤痢、細菌性食中毒など	経口感染…病原体に汚染された水や食べ物、手指などが口に入ることで感染する。
B型肝炎、C型肝炎、エイズなど	血液感染…血液中の病原体が注射や傷口への接触などにより、体内に入ることで感染する。

PROFILE

株式会社フォーサイトコンサルティング/代表取締役社長

浅野 睦 Makoto Asano

丸井・プルデンシャル生命を経て、コンサルタントとして独立。業務改革、営業戦略、リスクマネジメントを中心に、一般企業から医療法人など、幅広くコンサルティング活動を展開。リスクマネジメント協会理事。近著に『変革期の介護ビジネス』（学陽書房）

